

平成30年12月21日  
林 野 庁

## 平成31年度 林野庁税制改正事項

### [延長事項]

- 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の適用期限を3年延長する。（法人税）
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控（7%）〔中小企業投資促進税制〕の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）
- 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

### [見直し事項（廃止）]

- 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる。（法人税）